

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年7月1日  
美浜町長

市町村名 (市町村コード)	美浜町 (234460)
地域名 (地域内農業集落名)	美浜東部 (北方地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題※

#### 【現状】

- ・田については集約が進んでいる。畦畔除去により大区画化を行っている。
- ・畑地の面積が少ない。
- ・耕作者の高齢化、後継者不足により担い手が不足している。
- ・地区内の離農が進んでいる。
- ・地元企業が規模拡大をし、観光農園が盛んになってきている。
- ・樹園地が山林化している。

#### 【課題】

- ・担い手の確保、育成(中心経営体の確保)
- ・農地、農道の草刈りや水管理など地域全体で保全活動等も行う必要がある。
- ・地元企業を生かした農地の集約が行えるよう取り組む。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

### (2) 地域における農業の将来の在り方※

地元企業を生かした農地の集約を進め、水稻、施設野菜、露地野菜など引き続き営農をする。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	67.53 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.08 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

土地改良により整備した農用地区域を将来にわたり有効活用する区域とし状況把握に務め、担い手の作業効率を上げるために集約を図る。その他の地域にある農地については地域で慎重に協議を進めながら農業上利用ができる農地は集積し、耕作が困難な農地については適切な保全・管理をする地域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
耕作放棄地を把握し、解消を計画的に行い、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
土地改良施設の長寿命化を図るため、補修活動を続けていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
地元企業の営農規模の拡大がしやすいよう集積、集約を行い、担い手への集積も進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスは現在利用していないため、地域全体で保全管理に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ⑥地主、地域住民の協力を得て、地区の農地、環境を維持していく。
- ⑨担い手の確保、育成の体制を整える。